

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年11月まで

ねんきん定期便を見たとき、初めて自分の国民年金の保険料納付記録に未納期間があったことが分かった。それまで夫と一緒に保険料を納付していたが、夫の記録は納付済みとなっているのに、自分の記録が無いのは納得できない。

また、いつ頃か覚えていないが、社会保険庁（当時）から自営業の夫の配偶者である私に第3号被保険者に該当したというはがきを送付され、そのはがきが届いたために私の記録がおかしくなったと思う。その後、社会保険庁が記録訂正を行い納付書を発行していたのであれば、未納のままにしておくはずはなく納めていると思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人は国民年金の第3号被保険者となっていたが、当該被保険者となる事由は見当たらず、63年4月4日に当該記録は取消処理され、遡って第1号被保険者の期間として訂正されたことにより、国民年金保険料の未納期間と処理されたことが確認できる。

また、A年金事務所は、第3号被保険者記録の取消処理を行った時点で過年度納付書を発行したと考えられると回答しており、当該期間の国民年金保険料は納期限の時効が到来しておらず、納付することが可能であったと考えられるが、申立人は、納付書が送られてきたとすれば納付していたはずであると主張するのみで、過年度納付書が送られてきたかどうかや当該期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等については覚えておらず、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

2 申立期間のうち、昭和63年4月から同年11月までの期間について、B

市の国民年金被保険者名簿により、同市では同年 11 月 14 日に申立人の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別訂正を行ったことが確認できる。

また、B 市は、種別訂正を行った時点で昭和 63 年度分の月別納付書を発行・送付したものであると思われると回答しており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付書で納付することが可能であったと考えられるが、申立人は、納付書が送られてきたとすれば納付していたはずであると主張するのみで、現年度納付書が送られてきたかどうかや当該期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等については覚えておらず、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

- 3 申立人は、申立人から事情等を聴取する過程で主張を変遷させるなど、申立期間当時の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 7 日まで

A社を平成 13 年 3 月 30 日に退職したこととなっているが、会社に退職の意思を伝えたのは同年 4 月になってからである。

また年次有給休暇を消化してから退職すると会社に伝えていたので、平成 13 年 3 月は厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたタイムカードの記録から、申立人が同社を退職した日は、平成 13 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 13 年 3 月 31 日であることが確認できる。同社は、「社会保険料の控除方法は、翌月控除を採用しており、同年 3 月分の保険料は、申立人の給料から控除していない。」と回答している。

さらに、申立人から提出された平成 13 年 4 月分の給与支給明細書により、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月7日から同年8月28日まで
昭和47年10月から平成5年6月21日までA社で勤務していた。
しかし、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていない。
申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の人事記録及び給与関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、連絡先が明らかとなった複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得られない。

さらに、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間を挟んで同一の記号番号で管理されているとともに、申立人が同社において昭和48年1月7日に一旦被保険者資格を喪失した後、同年8月28日に再度同資格を取得した旨記録されていることが確認できる。

加えて、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、同社は、申立人が昭和48年8月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を再度取得する旨の届出を行ったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から 35 年 12 月 24 日まで
② 昭和 36 年 10 月 21 日から 37 年 5 月 20 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 8 日から 40 年 12 月 21 日まで

A社B工場（現在は、C社）に勤務していた期間のうちの申立期間①とD社及びE社に勤務していた申立期間②及び③については、脱退手当金が支給済みとされている。

申立期間①の前に勤務していたA社B工場の被保険者期間については確かに脱退手当金を受領したが、申立期間①、②及び③については受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたA社B工場の被保険者名簿の申立人の前後各 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月 24 日の前後 2 年以内に資格喪失し、当該事業所において 2 年以上の被保険者期間がある者 69 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、67 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失してから 7 か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚

生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年3月20日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間②及び③について、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間①の前に勤務していたA社B工場の約3年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間②及び③の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間についてのみ脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、昭和46年3月まで厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 12 日から 38 年 4 月 20 日まで
脱退手当金を受け取った覚えが無いので、脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。